※虚偽の申告は、認定申請を無効とし利用承諾の取消、認定取消（退所）等を行うことがあります。

就労状況（予定）申告書　　【※記入例】

・自営・在宅勤務の方、経営者が自身、または親族の方、内職の方のみ記入
※就労証明書も要提出

令和〇年　×月　××日

就労者氏名　岡谷　次郎

記入者氏名　岡谷　次郎

下記の事項について ☑**就労・□就労を予定**していることを申告します。（□欄にチェックしてください。）

勤務先の住所	職場と住居が同一　・職場と住居が隣接　・職場と住居が離れている
業種及び仕事内容	小売販売業　・飲食店業　・建築不動産業　・サービス業　・著作業　・芸術芸能業 その他（　　） （仕事内容を具体的に記入） **文房具販売**
事業形態	経営者・配偶者が経営者　・親族が経営者（続柄　　）・在宅勤務　・その他（　　） 使用人　有（　　人）・無
税申告	確定申告をしている　・事業専従者　・控除対象配偶者　・源泉徴収されている　・未申告
勤務時間中に行う家事育児の状況	※児童を職場同伴している方、自営・在宅勤務・内職で就労中に児童の保育をしている方 □保護者以外が保育している　保育者氏名（　　関係　　） □保護者が保育している
1日の就労状況 ※記入例を参考に記入する。 ※2時間以内の休憩は就労時間とみなすことができます。	学童クラブのみご利用の場合、当該欄の記入 をしている日の平均的状況（就労、家事、育児等）を記入してください。 6時　7時　8時　9時　10時　11時　12時　13時　14時　15時 内容　　仕事　　休憩　仕事 15時　16時　17時　18時　19時　20時　21時　22時　23時　24時 内容　家事　仕事 上記のとおり、私の勤務証明書の就労時間は（　9　）時間ですが、 そのうち（　1　）時間は家事・育児等にあたっています。 よって、１日の就労時間は（　8　）時間になります。
添付資料 （在宅勤務・内職は不要） **※コピーを提出**	**※仕事内容・実績のわかるものを提出してください。**提出いただけない場合、客観的に勤務しているとみなせません。（選考になった場合、指数を減算する可能性があります。） ☑営業許可証　□開業届　□請負契約書　□受注表 □最新分の確定申告書　□源泉徴収票　□給与明細書（原則3 □その他（　　） 学童クラブでは、当該指数減算の適用はありません（保育園のみ適用）

※内容を確認するために、勤務先に訪問する場合があります。

（記入例 ）勤務証明書の時間が 8:30～17:30の場合

休憩は、２時間まで就労時間とみなします

6時　7時　8時　9時　10時　11時　12時　13時　14時　15時

内容　仕事　掃除　仕事　休憩　仕事

15時　16時　17時　18時　19時　20時　21時　22時　23時　24時

内容　買い物　仕事

上記のとおり、私の勤務証明書の就労時間は（　９　）時間ですが、そのうち（　２　）時間は家事・育児等にあたっています。よって、１日の就労時間は（　７　）時間になります。